

(趣旨)

第1条 この規程は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和32年法律第167号。以下「法律」という。)第21条に規定する放射線障害予防規程であり、法律に基づき、新潟大学教育研究院自然科学系附置RIセンター(以下「センター」という。)における放射性同位元素、放射性同位元素装備機器、放射性同位元素によって汚染された物及び放射線を放出する同位元素の数量等を定める件(平成12年科学技術庁告示第5号)により定められた下限数量以下の非密封放射性同位元素等(以下「下限数量以下RI」という。)による放射線障害を防止し、公共の安全確保を図るために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 管理区域 外部放射線に係る線量、空気中の放射性同位元素の濃度又は放射性同位元素によって汚染される物の表面の放射性同位元素の密度が文部科学大臣の定める値を超えるおそれのある場所をいう。
- (2) 監視区域 管理区域外で下限数量以下RIの取扱いを許可された場所をいう。
- (3) RI 密封されていない放射性同位元素をいう。
- (4) 密封RI 密封された放射性同位元素をいう。
- (5) 一般ECD 文部科学大臣の設計承認及び機構確認を受けていない⁶³Niを装備したガスクロマトグラフ用エレクトロン・キャプチャ・ディテクタをいう。
- (6) 放射性同位元素等 第3号から前号までに規定するものをいう。
- (7) RI汚染物 RIによって汚染された物をいう。
- (8) 従事者 放射性同位元素等又はRI汚染物を取り扱い、管理し、又はこれに付随する業務(以下「取扱等業務」という。)に従事する者及び監視区域で下限数量以下RIを取り扱う者をいう。
- (9) 一時立入者 従事者以外の者で管理区域に一時的に立ち入るものをいう。

(学系長の職務)

第3条 新潟大学教育研究院自然科学系長(以下「学系長」という。)は、センターにおける放射線障害の防止に関し総括する。

(放射性同位元素管理委員会)

第4条 センターに、放射線障害の防止等の安全管理に関する必要な事項について審議するため、新潟大学教育研究院自然科学系附置RIセンター放射性同位元素管理委員会(以下「管理委員会」という。)を置く。

2 管理委員会の組織及び運営については、別に定める。

(放射線取扱主任者等の選任及び定期講習)

第5条 センターに、放射線障害の防止について総括的な監督を行わせるため、放射線取扱主任者(以下「主任者」という。)1人以上を置く。

2 主任者が旅行、疾病その他の事故によりその職務を行うことができないときに、その職務を代行させるため、代理者を置く。

3 主任者及びその代理者は、第1種放射線取扱主任者免状を有する者のうちから、学系長が選任する。

4 学系長は、主任者の資質の向上を図るため、主任者に法律第36条の2に規定する定期講習を受けさせなければならない。

(取扱責任者等の選任)

第6条 センターの管理運営を監督させるため、教育研究院自然科学系附置RIセンター長(以下「センター長」という。)を置く。

2 センター長の選任に関し必要な事項は、別に定める。

3 センターの放射線障害の防止及び安全管理を図るため、放射線安全管理者(以下「安全管理者」という。)を置く。

4 センターにおける取扱等業務(監視区域で下限数量以下RIを取り扱い、管理し、又はこれに付随する業務を含む。以下同じ。)を安全かつ円滑に行うため、関連部局にそれぞれ放射線取扱いに関する責任者(以下「取扱責任者」という。)及び監視区域に監視区域責任者を置く。

5 安全管理者、取扱責任者及び監視区域責任者は、従事者のうちから、学系長が選任する。(主任者の職務等)

第7条 主任者は、センターにおける放射線障害の防止に関する次に掲げる業務を統括する。

(1) 放射線障害の防止に関する規定等の策定及び改廃に関すること。

(2) 放射線障害の防止に関する重要な計画の策定に関すること。

(3) 法令に基づく申請、届出、点検及び報告に関すること。

(4) 立入検査等に関すること。

(5) 異常及び事故の原因調査に関すること。

(6) 使用する放射性同位元素の種類及び数量並びに放射性同位元素等の使用方法等の確認及び事後点検に関すること。

(7) 下限数量以下RIの受入れ、払出し及び廃棄に関すること。

(8) 施設、帳簿、書類等の監査に関すること。

(9) 関係者に対する指導・助言、勧告及び指示に関すること。

(10) その他放射線障害の防止に関する必要事項

2 主任者は、放射線障害防止に関する事項について、必要に応じて学系長に意見を述べることができる。

3 主任者は、放射線障害防止に関する事項について、必要に応じて管理委員会の開催を求めることができる。

(センター長等の職務)

第8条 センター長は、センターの使用、安全管理及び保守に関する業務を総括する。

2 安全管理者は、主任者の職務を補佐し、放射線障害の防止及びセンターの安全管理の業務を行う。

3 取扱責任者は、管理委員会及び主任者の指示の下に、当該部局に放射線障害の防止に関する必要事項の周知及び遵守の徹底を図る。

4 監視区域責任者は、管理委員会及び主任者の指示の下に、監視区域の安全管理及び保守に関する業務を行う。

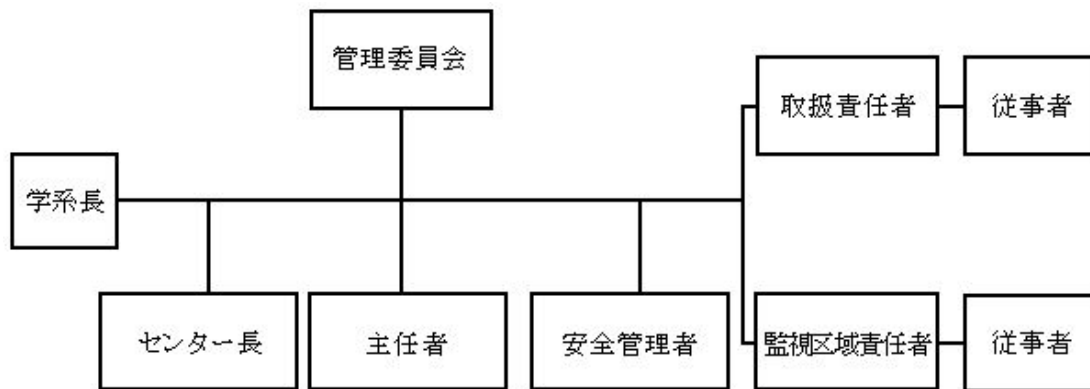
(従事者の登録及び責務)

第9条 従事者になろうとする者は、所定の登録申請書を学系長に提出し、第21条第1項に規定する教育及び訓練を受け、かつ、第22条第1項に規定する健康診断を受けた後、学系長の承認を得て、センターに登録しなければならない。

- 2 従事者は、取扱等業務を行うときは放射線障害の防止に努めなければならない。
- 3 従事者は、適切な放射線測定器を用いて、取扱等業務に従事しなければならない。
- 4 従事者は、主任者又は安全管理者が割り当てる放射線の量又は放射性同位元素による汚染の状況の測定等の業務を行わなければならない。
- 5 従事者は、主任者、取扱責任者又は監視区域責任者が割り当てる整理、整頓、清掃等の業務を行わなければならない。
- 6 従事者は、この規程及び別に定める自然科学系附置RIセンター利用心得(以下「利用心得」という。)を遵守しなければならない。

(組織)

第10条 放射性同位元素等(下限数量以下RIを含む。)の取扱等業務及び安全管理に従事する者に関する組織は、次のとおりとする。



(管理区域の指定及び立入りの制限等)

第11条 学系長は、放射線障害の防止のため、管理区域及び監視区域を指定しなければならない。

- 2 学系長は、指定した管理区域に人がみだりに立ち入らないよう措置を講じ、従事者以外の者を立ち入らせてはならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、一時立入者は、従事者が同行したとき、又は主任者が承認したときに限り、その指示に従って一時的に立ち入ることができるものとする。

(施設等の維持管理及び点検等)

第12条 学系長は、センターの放射線施設の正常な維持と適切な管理を保持するため、別表に掲げる点検要領により、定期的に点検を行わせなければならない。

- 2 前項の点検を実施した者は、その結果を記録し、学系長に報告しなければならない。
- 3 学系長は、第1項に規定する点検の結果、不適の報告を受けた場合は、速やかに適切な処置を講じなければならない。

(注意事項の掲示)

第13条 学系長は、放射線障害の防止に必要な注意事項を、センターの目につきやすい場所に掲示しなければならない。

(使用)

第14条 放射性同位元素等の使用については、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則(昭和35年総理府令第56号。以下「文部科学省令」という。)の定めるところに従うとともに、利用心得の定めるところにより行わなければならない。

2 従事者は、放射性同位元素等を使用するときは、主任者に申し出てその指示に従い、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 放射性同位元素等による被ばく並びに汚染の防止に十分留意すること。
- (2) 使用目的に応じ、放射線障害の発生するおそれの最も少ない使用方法を採用すること。
- (3) 各作業室ごとに定められたRIの1日最大使用数量(監視区域における下限数量以下RIの使用数量を含む。)、3月間使用数量及び別に定める群別1日最大使用数量が許可範囲を超えないように、常に留意すること。

3 従事者は、放射性同位元素等を使用するときは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 管理区域に立ち入るときは、専用の履物、作業衣、保護具等を着用すること。
- (2) 管理区域において飲食、喫煙、化粧等を行わないこと。
- (3) 管理区域から退出するときは、人体、衣服、履物等の汚染の有無を検査し、汚染が見いだされたときは、直ちに除去、脱衣等の処置をとること。
- (4) 管理区域から物品等を持ち出すときは、表面汚染の有無を検査し、表面密度限度の10分の1以下であることを確認すること。
- (5) RIを大量に漏らし、こぼし、又は飛散させたとき、その他放射線障害を受けるおそれのある不測の事故が発生したときは、直ちに同室者に知らせるとともに、主任者に通知し、応急の処置をとること。

4 従事者は、監視区域において下限数量以下RIを使用するときは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 監視区域には、下限数量以下RIの取り扱いをする実験室であることを表示するとともに、注意事項を明示し遵守すること。
- (2) 実験に携わる者の氏名、核種、数量及び使用の方法等を記載した実験計画書を予め監視区域責任者に提出し、主任者の許可を得ること。
- (3) 下限数量以下RI(当該RIによって汚染された固体状の汚染物を含む。)の使用数量は、各核種の下限数量との比の合計が1を超えないこと。また、それぞれの核種について、管理区域内における使用数量と監視区域で使用する数量との合計が、1日最大使用数量を超えないこと。
- (4) 下限数量以下RIの受入れ、廃棄及び管理区域からの持ち出しは、主任者及び監視区域責任者の確認のもとで行うこと。
- (5) 監視区域で使用した下限数量以下RIのうち固体状のものは、管理区域に持ち帰り、廃棄し、又は貯蔵庫に戻すこととし、監視区域には保管しないこと。
- (6) 下限数量以下RIの使用によって生じた当該RIによって汚染された固体状の汚染物は、すべて管理区域の廃棄物保管室に保管すること。
- (7) 監視区域責任者は、取扱等業務を終了した後は、速やかに監視区域における放射線の量及び汚染の状況を測定し、安全を確認すること。

5 従事者は、一般ECDを使用するときは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 一般ECDは、生物系測定室で使用すること。
 - (2) 使用に先立ち、その異常の有無を点検すること。
 - (3) 使用が終了したときは、正常な保管状態になっていることを確認すること。
 - (4) 一般ECDの放射線障害防止機構を損なう改造を行わないこと。
 - (5) 使用中にガスクロマトグラフに故障その他の異常が発生し、又は発生の恐れがあるときは、直ちに使用を中止し、その旨を主任者に報告すること。
 - (6) 一般ECDを修理又は洗浄等の目的で業者に引き渡すためガスクロマトグラフから取り出す必要が生じたときは、あらかじめ主任者の承認を得ること。
- 6 従事者は、一般ECDを使用するときは、次に掲げる条件で使用しなければならない。
- (1) ディテクタをガスクロマトグラフからみだりに取り外さないこと。
 - (2) ディテクタから放射性同位元素を取り出さないこと。
 - (3) ディテクタ及びキャリアガスの温度が350℃を超えないこと。
 - (4) キャリアガスとして腐食性ガスを用いないこと。
 - (5) ディテクタにキャリアガス又は試料以外の物を入れないこと。
- (受入れ及び払出し)

第15条 従事者はセンターにおける放射性同位元素等の受入れ又は払出しに係る次の各号に掲げる業務を行う場合は、あらかじめ主任者の許可を得なければならない。

- (1) 購入した放射性同位元素等の受入れ
 - (2) 他事業所からの放射性同位元素等の受入れ
 - (3) 他事業所への放射性同位元素等の払出し
 - (4) 不要となった密封RIの事業所外への払出し
- (保管)

第16条 放射性同位元素等の保管については、文部科学省令の定めるところに従うとともに、利用心得の定めるところにより行わなければならない。

- 2 従事者は、放射性同位元素等(下限数量以下RIを含む。)を貯蔵又は保管するときは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 所定の容器に入れ、貯蔵室又は貯蔵箱に保管すること。
 - (2) 保管容器には、保管者の氏名、放射性同位元素の種類、性状及び数量を表示しておくこと。
- 3 従事者は、一般ECDを保管するときは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 正常な保管状態又は停止状態になっていることを確認すること。
 - (2) 一般ECDは、ガスクロマトグラフ内に保管すること。
- (廃棄)

第17条 RI、密封RI又はRI汚染物の廃棄については、文部科学省令の定めるところに従うとともに、利用心得の定めるところにより行わなければならない。

- 2 RI又はRI汚染物(下限数量以下RIを含む。)の廃棄は、次に掲げるところにより行わなければならない。
- (1) 気体状のRI又はRI汚染物は、排気設備の排気口における排気中の放射性同位元素の濃度を文部科学大臣が定める濃度限度以下として、排気すること。
 - (2) 液体状のRI又はRI汚染物は、その性状に応じて所定の液体用放射性同位元素廃棄容器に

封入し、保管廃棄設備で保管廃棄し、又は排水設備の排水口における放射性同位元素濃度を文部科学大臣が定める濃度限度以下として排水すること。ただし、アルファ線を出す放射性同位元素については、一切を排水せず、すべて保管廃棄すること。

(3) 固体状のRI又はRI汚染物は、その性状に応じて所定の固体用放射性同位元素廃棄容器に封入し、保管廃棄設備で保管廃棄すること。

(4) 保管廃棄した放射性廃棄物は、放射性廃棄物廃棄業者に受け渡すことができる。

3 一般ECDを廃棄するときは、次に定めるところにより行わなければならない。

(1) 主任者は、学系長の承認を得たうえで、廃棄業者等に引き渡すこと。

(2) 一般ECDを一般廃棄物又は産業廃棄物と同様に廃棄しないこと。

(運搬)

第18条 放射性同位元素等及びRI汚染物の運搬については、文部科学省令及び放射性同位元素等車両運搬規則(昭和52年運輸省令第33号)の定めるところに従うとともに、利用心得の定めるところにより行わなければならない。

2 放射性同位元素等及びRI汚染物を事業所内において運搬するときは、容器の表面及び表面から1メートル離れた位置における1センチメートル線量当量率が、それぞれ2ミリシーベルト毎時及び100マイクロシーベルト毎時以下であることを確認し、主任者の指示に従って行わなければならない。

3 管理区域と監視区域との下限数量以下RIの運搬は、前項に準じて行わなければならない。

4 RI又はRI汚染物を新潟大学外において運搬するときは、主任者の許可を受け、その指示に従って行わなければならない。

(管理区域等における放射線の量及び汚染の状況の測定)

第19条 学系長は、管理区域等における放射線の量及びRIによる汚染の状況の測定を行わなければならない。

2 前項に規定する測定は、学系長が指定した箇所について、取扱等業務を開始する前に1回、取扱等業務を開始した後は、次に掲げるところにより行わなければならない。

(1) RIを取り扱うときは、1箇月を超えない期間ごとに1回測定しなければならない。ただし、排気設備の排気口における汚染の状況の測定は、排気中連続して行うものとし、排水設備の排水口における汚染の状況の測定は、排水の都度行うものとする。

(2) 一般ECDを固定して取り扱う場合の放射線の量の測定は、6箇月を超えない期間ごとに1回、及び一般ECDの更新の都度行うものとする。

3 放射線の量の測定は、原則として1センチメートル線量当量について行うものとする。

4 放射線の量及び汚染の状況の測定は、放射線測定器を用いて測定するものとする。ただし、放射線測定器を用いて測定することが著しく困難なときは、計算によってこれらの値を算出することができる。

5 第2項及び第3項の測定の結果は、測定の実施者が所定の帳簿に記入し、主任者が保存し、毎年3月31日に学系長に引き渡すものとする。

(人体の被ばく線量及び汚染の状況の測定)

第20条 学系長は、管理区域に立ち入った者の受けた放射線の量及び汚染の状況の測定を行わなければならない。

2 前項に規定する測定は、次項から第6項までに定めるところにより、主任者の指示する適切

な放射線測定器を用いて行わなければならない。ただし、放射線測定器を用いて測定することが著しく困難であるときは、計算によってこれらの値を算出することができる。

- 3 測定は、管理区域に立ち入っている間、継続して行わなければならない。ただし、一時立入者については、その者の管理区域内における外部被ばくの線量が文部科学大臣が定める線量を超えるおそれのないときは、この限りではない。
- 4 外部被ばくによる線量の測定は、次に定めるところにより行わなければならない。
 - (1) 胸部(女子(妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を所定の様式により学系長に申し出た者を除く。ただし、合理的な理由があるときは、この限りでない。)にあっては腹部)について1センチメートル線量当量及び70マイクロメートル線量当量(中性子線については、1センチメートル線量当量)を測定すること。
 - (2) 頭部及びけい部から成る部分、胸部及び上腕部から成る部分並びに腹部及び大たい部から成る部分のうち、外部被ばくによる線量が最大となるおそれのある部分が、胸部及び上腕部から成る部分(前号において腹部について測定することとされる女子にあっては、腹部及び大たい部から成る部分)以外の部分である場合にあっては、前号のほか当該外部被ばくによる線量が最大となるおそれのある部分について1センチメートル線量当量及び70マイクロメートル線量当量(中性子線については、1センチメートル線量当量)を測定すること。
 - (3) 人体部位のうち、外部被ばくによる線量が最大となるおそれのある部位が、頭部、けい部、胸部、上腕部、腹部及び大たい部以外の部位である場合にあっては、前2号のほか、当該部位について、70マイクロメートル線量当量を測定すること。ただし、中性子線については、この限りでない。
- 5 RI又はRI汚染物による汚染の状況の測定は、RIにより汚染されたおそれのあるとき、及び管理区域から退出するときは、次に掲げる部位について行わなければならない。
 - (1) 手、足その他RIによって汚染されるおそれのある人体部位の表面
 - (2) 作業衣、履物、保護具その他人体に着用している物の表面であってRIにより汚染されるおそれのある部位
- 6 RI又はRI汚染物を誤って摂取したとき、又はそのおそれのあるときは、内部被ばくによる線量の測定を行わなければならない。
- 7 測定結果の記録等は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 第4項の規定による外部被ばくの線量の測定の結果は、4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3箇月間、4月1日を始期とする1年間並びに本人の申出等により学部長が妊娠の事実を知ることとなった女子にあっては出産までの間毎月1日を始期とする1箇月間について、当該期間ごとに集計し、集計の都度記録すること。
 - (2) 第5項の規定による汚染の状況の測定の結果は、手、足等の人体部位の表面汚染が表面密度限度を超えて汚染し、その汚染が容易に除去できない場合に、記録すること。
 - (3) 第6項の規定による内部被ばくの線量の測定の結果は、測定の都度記録すること。
 - (4) 前3号の測定結果から、実効線量及び等価線量を、4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3箇月間、4月1日を始期とする1年間並びに本人の申出等により学系長が妊娠の事実を知ることとなった女子にあっては出産までの間毎月1日を始期とする1箇月間について、当該期間ごとに算定し、算定の都度記録すること。ただし、4月1日を始期とする1年間において実効線量が20ミリシーベルトを超えた場合は、平成13年4月1日を始期と

する5年間ごとに、当該1年間を含む5年間について記録すること。

- (5) 前4号の測定、集計及び算定の結果は、測定者等が所定の用紙又は帳簿に記録し、学系長に引き渡すこと。

(教育及び訓練)

第21条 学系長は、従事者に対し、次に掲げるところにより教育及び訓練を行わなければならない。

- (1) 教育及び訓練は、初めて取扱等業務を開始する前に、又は管理区域に立ち入る前に、次の表に定める項目と時間数について行う。

項目	時間数の下限
イ 放射線の人体に与える影響	30分
ロ 放射性同位元素等又は放射線発生装置の安全取扱い	4時間
ハ 放射性同位元素及び放射線発生装置による放射線障害の防止に関する法令	1時間
ニ 新潟大学教育研究院自然科学系附置RIセンター放射線障害予防規程	30分

- (2) 前号に規定する教育及び訓練を修了した者には、学系長が修了証明書を交付する。

- (3) 取扱等業務を開始し、又は管理区域に立ち入った後に行う教育及び訓練は、年1回以上実施すること。

- (4) 前号の教育及び訓練は、第1号に掲げる項目について学系長が必要と認めた時間数を行うこと。

2 学系長は、一時立入者に対し、その者がセンターにおいて放射線障害が発生することを防止するために必要な事項について教育及び訓練を行うものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、第1項第1号に掲げる項目に関し十分な知識及び技能を有すると学系長が認定する者に対しては、その理由を付記して、当該項目についての教育及び訓練を省略することができるものとする。

(健康診断)

第22条 学系長は、従事者に対し、次に掲げるところにより健康診断を行わなければならない。

- (1) 従事者に対し、初めて管理区域に立ち入る前に行うこと。

- (2) 従事者については、管理区域に立ち入った後は1年を超えない期間ごとに行うこと。

- (3) 健康診断の方法は、問診及び検査又は検診とする。

- (4) 問診は、次の事項について行うこと。

イ 被ばく歴の有無

ロ 被ばく歴を有する者については、被ばくした作業場所、内容、期間、線量、放射線障害の有無その他被ばくの状況

- (5) 前号の場合において、被ばく歴を有する者にあつては、同号ロに掲げる事項を記載した書類を提出させること。

- (6) 検査又は検診は、次の部位及び項目について行うこと。ただし、イからハまでの部位又は項目(第1号に係る健康診断にあつては、イ及びロの部位又は項目を除く。)については、医師が必要と認める場合に限る。

イ 末しょう血液中の血色素量又はヘマトクリット値，赤血球数，白血球数及び白血球百分率

ロ 皮膚

ハ 眼

ニ その他文部科学大臣が定める部位及び項目

2 学系長は，従事者が，次の各号のいずれかに該当するときは，直ちにその者について，前項第6号に定める各部位及び項目についての検査又は検診を行わなければならない。

(1) RI又はRI汚染物を誤って吸入摂取し，又は経口摂取したとき。

(2) RI又はRI汚染物により表面密度限度を超えて皮膚が汚染され，その汚染を容易に除去することができないとき。

(3) RI又はRI汚染物により皮膚の創傷面が汚染され，又は汚染されたおそれのあるとき。

(4) 実効線量限度又は等価線量限度を超えて被ばくし，又は被ばくしたおそれのあるとき。

3 健康診断の結果は，所定の診断簿に記録し，学系長がこれを保存するものとする。

4 学系長は，健康診断を受けた者に対し，健康診断の都度前項の記録の写しを交付するものとする。

(放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者に対する措置)

第23条 学系長は，放射線障害を受け，又は受けたおそれのある場合には，その者に対して，遅滞なく，医師による診断，必要な保健指導等の適切な措置を講じなければならない。

(記帳)

第24条 学系長は，次に掲げる事項について必要な帳簿を備え，主任者又は従事者に記帳させなければならない。

(1) 放射性同位元素等(下限数量以下RIを含む。)の使用に関すること。

イ 放射性同位元素等の種類及び数量

ロ 使用の年月日，目的，方法及び場所

ハ 使用に従事する者の氏名

ニ 監視区域において使用する非密封放射性同位元素が下限数量を超えないことを確認した者の氏名

ホ 監視区域において使用した下限数量以下RIの残余分の管理区域への回収年月日，種類及び数量

(2) 放射性同位元素等(下限数量以下RIを含む。)の保管に関すること。

イ 放射性同位元素等の種類及び数量

ロ 保管の期間，方法及び場所

ハ 保管に従事する者の氏名

(3) 放射性同位元素等及びRI汚染物(下限数量以下RIを含む。)の運搬に関すること。

イ 放射性同位元素等の種類及び数量

ロ 運搬の年月日及び方法

ハ 荷受人又は荷送人及び運搬を委託された者の氏名又は名称並びに運搬に従事する者の氏名

(4) 放射性同位元素等及びRI汚染物(下限数量以下RIを含む。)の廃棄に関すること。

イ 放射性同位元素等の種類及び数量

- ロ 廃棄の年月日，方法及び場所
 - ハ 廃棄に従事する者の氏名
 - ニ 監視区域において使用した下限数量以下RIによって汚染された物の管理区域への回収年月日，種類及び数量
- (5) 教育及び訓練に関すること。
- イ 教育及び訓練の実施年月日及び項目
 - ロ 教育及び訓練を受けた者の氏名
- (6) 健康診断に関すること。
- イ 実施の年月日
 - ロ 第22条に規定する事項
- (7) 管理区域等及び監視区域における放射線の量及び汚染の状況の測定に関すること。
- イ 実施の年月日
 - ロ 第19条に規定する事項
- (8) 人の被ばく線量の測定に関すること。
- イ 実施の年月日
 - ロ 第20条に規定する事項
- (9) 施設の点検に関すること。
- イ 別表に規定する項目
 - ロ 点検の年月日
 - ハ 点検に従事する者の氏名
- (10) 放射性同位元素等(下限数量以下RIを含む。)の受入れ又は払出しに関すること。
- イ 放射性同位元素等の種類及び数量
 - ロ 受入れ又は払出しの年月日
 - ハ 受入れ先又は払出し先
 - ニ 受入れ又は払出しに従事する者の氏名
- 2 帳簿は，毎年4月1日に開設し，翌年の3月31日に閉鎖し，主任者を通じて，学系長に引き渡すものとする。
- 3 帳簿は，閉鎖後5年間保存する。ただし，第1項第6号及び第8号の結果については，永久保存とする。
- (災害時の連絡通報体制及び措置)
- 第25条 学系長は，震度4以上の地震，火災その他の災害が起こったときの連絡通報体制を整備しなければならない。
- 2 前項の規定に関する緊急時の連絡通報体制は別図のとおりとし，センターの目のつきやすい場所に掲示しなければならない。
- 3 学系長は，第1項の災害が発生したときは，第12条第1項に定める点検要領により点検を行わせなければならない。
- 4 前項の点検を行った者は，その結果を記録し，主任者を経て，学系長に報告しなければならない。
- (危険時の措置)
- 第26条 学系長は，地震，火災，事故等の災害により放射線障害の発生するおそれのあるとき，

又は発生したときは、次に定めるところにより応急の措置を講じなければならない。

(1) 緊急の事態を発見した者は、災害の拡大防止に努めるとともに、前条の連絡通報体制に従って通報すること。

(2) 学系長は、主任者の補佐を受け、必要に応じて次に掲げる応急の措置を講ずること。

イ センターの内部又は付近にいる者に対する避難の警告

ロ 放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者の救出及び避難

ハ 放射性同位元素等又はRI汚染物による汚染の拡大防止及び除去

ニ 放射性同位元素等又はRI汚染物の安全な場所への移動とその場所への立入りの制限

ホ その他放射線障害を防止するために必要な措置

2 学系長は、前項による放射線障害の状況及び応急の措置等について、学長を経て文部科学大臣及び関係機関の長に遅滞なく届け出なければならない。

(報告)

第27条 学系長は、毎年4月1日から翌年の3月31日までの期間における放射性同位元素等の管理状況を文部科学省令第39条第3項に定める放射線管理状況報告書により、当該期間の経過後3箇月以内に学長を経て、文部科学大臣に報告しなければならない。

2 学系長は、前項に規定するもののほか、センターにおいて次に掲げる事態が生じたときは、直ちにその旨を、文部科学大臣、関係機関の長及び学長に報告しなければならない。

(1) 放射性同位元素等又はRI汚染物の盗取又は所在不明が生じたとき。

(2) 放射性同位元素等又はRI汚染物が異常に漏えいしたとき。

(3) 従事者が実効線量限度又は等価線量限度を超えて被ばくし、又は被ばくしたおそれのあるとき。

(4) その他放射線障害が発生し、又は発生するおそれのあるとき。

3 学系長は、前項の報告の後10日以内に文書により、発生の状況及びそれに対する措置について、学長を経て、文部科学大臣及び関係機関の長に報告しなければならない。

(雑則)

第28条 この規程に定めるもののほか、放射線障害の防止に関し必要な事項は管理委員会の議を経て、学系長が定めることができる。

附 則

この規程は、平成21年3月1日から施行する。

別表(第12条関係)

点検要領

項目及び注意事項	内容	実施時期	点検実施者	
1 位置等	(1) 地崩れ、浸水のおそれ	事業所内外の地形の状況	年1回	固定資産の使用者及び主任者
	(2) 周囲の状況	事業所の境界等の状況	年1回	固定資産の使用者及び主任者
2 構造及び設備等	(1) 管理区域	① さく、とびら等の状況	年2回	固定資産の使用者及び主任者
		② 施錠	年2回	主任者又は安全管理者

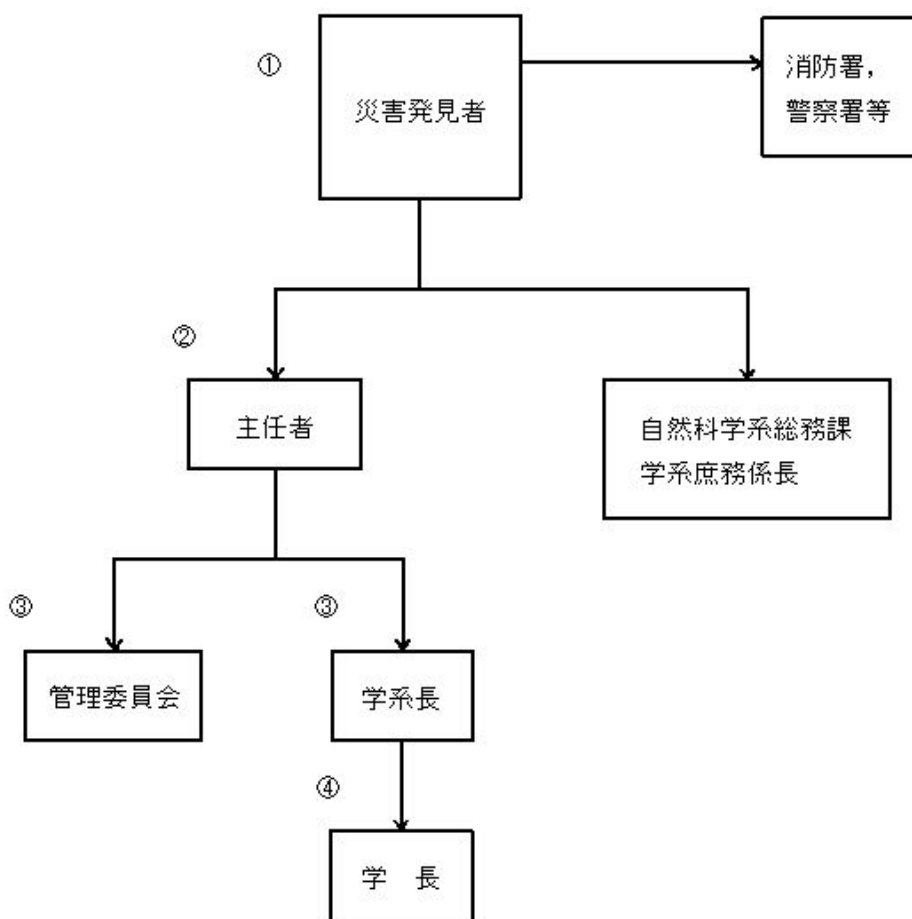
	(2) 標識及び注意事項	脱落等の有無	年2回	主任者又は安全管理者
	(3) 電気回路	絶縁抵抗	年2回	固定資産の使用者
	(4) 電気, ガス器具	使用状況	年2回	固定資産の使用者
3 使用施設	(1) 作業室	① 壁のはく落, 床の破損の有無	年2回	固定資産の使用者
		② フード等の作動状況	年2回	固定資産の使用者及び主任者
	(2) 汚染検査室	① 壁のはく落, 床の破損の有無	年2回	固定資産の使用者
		② 洗浄設備	年2回	固定資産の使用者及び主任者
		③ 測定機器の作動状況	年2回	主任者又は安全管理者
		④ 除染剤の補充状況	年2回	主任者又は安全管理者
	(3) 一般ECD使用室	① 施錠等	年2回	主任者又は安全管理者
		② 一般ECDの固定の状況	年2回	主任者又は安全管理者
		③ 注意事項の脱落等	年2回	主任者又は安全管理者
	(4) 一般ECDの状況	① 一般ECDの破損, 欠落等の状況	年2回	主任者又は安全管理者
		② 標識の脱落等	年2回	主任者又は安全管理者
		③ 注意事項の脱落等	年2回	主任者又は安全管理者
	4 貯蔵室	① 施錠	年2回	主任者又は安全管理者
② 壁のはく落, 床の破損の有無		年2回	固定資産の使用者	
③ 貯蔵箱等の異常の有無及び保管状況		年2回	主任者又は安全管理者	
5 廃棄設備	(1) 排水設備	① 排水能力	年2回	固定資産の使用者及び主任者
		② 構造, 材料の状況	年2回	固定資産の使用者及び主任者
	(2) 排気設備	① 排気能力	年2回	固定資産の使用者及び主任者
		② フィルター効果の状況	年2回	固定資産の使用者及び主任者

	(3) 保管廃棄室	① 壁のはく落, 床の破損の有無	年2回	固定資産の使用者
		② 容器の保管状況	年2回	主任者又は安全管理者
		③ 施錠	年2回	主任者又は安全管理者

備考 固定資産の使用者とは、国立大学法人新潟大学固定資産管理規程(平成16年規程第100号)の規定に基づき定められた者をいう。

別図(第25条関係)

地震、火災、事故等の災害が起こった場合の連絡通報体制



備考

- 1 ○印中の数字は、通報者の順位を示す。
- 2 次順位の者への通報ができなかったときは、その次の順位の者へ通報するものとする。